

1 令和5年度事業の取り組み状況について

(1) 利用状況(8月末時点)

① 利用者数

令和5年度	3,243人
令和4年度	5,261人
前年度比	-2,018人 (61.6%)

- ・ 団体の利用だけでなく一般利用のサークル団体や学生、子ども連れなどの利用も減った。
- ・ 利便性が悪い、フリースペースの使い勝手が悪い、キッズスペースがない、コンセントが少ないなどの設備に関する声がある。
- ・ なにができる施設なのか分からない、駐車場が分かりにくい、無料で駐車できるのか分からないなどの情報発信に関する声がある。

② 会議室利用件数・稼働率

	利用件数	稼働率
令和5年度	251件	20.8%
令和4年度	246件	31.3%
前年度比	+5件 (102.0%)	-10.5% (66.5%)

- ・ 稼働率に関しては時間貸しになったため落ちているが、利用件数はそこまで変わっていない。
- ・ 企業やサークル活動などの有料利用が増加しているが活動団体の利用が減少
- ・ 利用者からは施設設備に関しての声が多い。

③ 新規登録団体数

令和5年度	4団体
令和4年度	(年間)11団体

- ・ 若い世代の団体の相談、地域活動が少しずつではあるが増えてきている。
- ・ 行政と連携して活動を進めている団体もあり。

危機管理課：災害支援、生活衛生課：地域猫活動など

④ 相談件数

令和5年度	48件
令和4年度	(年間)100件

- ・ 活動を始めたい、団体登録についての相談が34件
(うち相談後に登録した団体が4件、団体設立に向けて対応中が8件、団体とマッチングした方が9件)

施設利用についての相談が14件

- ・ 活動を始めたいが、メンバーがいらないなどの理由で団体設立できない方には、同じ思いの方とのマッチングも兼ねた自主事業の「ちょこ活」をご案内している。木更津市の子ども発達支援課との連携につながった活動もあった。

⑤ 取り組み

- ・ **市民の方への市民活動周知**

参加促進へ向けたホームページ内の団体紹介欄リニューアル

- ・ **地元企業や事業者と連携した施設の周知**

第一生命保険㈱：第一生命保険が作成している地域情報誌での施設周知

紅雲堂書店：廃棄予定の書籍や教科書の活用。施設内図書コーナーの充実、外国人への辞典や教科書の貸し出し。

- ・ **施設利用促進を目的としたイベントの実施**

毎月定期的に子供向け、高齢者向けなど様々な対象者向けの交流や施設周知を目的としたイベントを実施

(2) 自主事業(9月末時点)

① SDGs推進事業

「マイボトル作り」 5/21(土) 参加0名

木更津市で港の美化活動を行なっている「木更津イルカ計画」から海のごみ捨て問題についての声があったのでSDGs12「作る責任、使う責任」、14「海の豊かさを守ろう」をテーマとし、マイボトル作りイベントを企画した。

自分だけのマイボトルをデザインし実際に使っていただくことでSDGsへの貢献につながる事への理解と関心を深めることを目的としたイベントとなっており、同時に市内で美化活動をしている活動団体のPRをすることで活動の周知と活動参加促進につなげた。また、無料のウォータースタンドが市内の公民館や図書館など全部で14か所に設置されておりそちらの施設利用につなげた。

② 市民活動スキルアップサロン

「パソコン入門教室(チラシ作り編)」 4/19(水) 参加4名

「パソコン入門教室(Word編)」 5/17(水) 参加4名

団体のパソコンを使用した活動周知や団体管理に関しての相談が多くあるため、簡単なチラシ作りやWord教室を企画した。

CANVAというアプリを使ったチラシの作成とイベントチラシを作成する際のポイントなどを説明し、活動の周知力強化へつなげた。

Wordの便利な機能や団体収支、スケジュール管理などへの活用について説明し、円滑な団体管理につなげた。

③ 市民協働事業

「折り紙教室」	4/23(日) 参加 0 名
「ペットボトルプランター作り」	5/21(日) 参加 1 名
「竹水鉄砲遊び」	8/18(金) 参加 16 名
「ちょこ活」	随時 講師登録 11 名

市民の方の専門的な知識やスキル、地域の為に何かやりたいという想いのある方を発掘、活かすため木更津市市民活動支援センターと協働でイベントを企画した。

折り紙教室では、市内で折り紙講師をされている方とともに全年齢対象多世代間の交流も目的とし、家から出なくなっている高齢の方の外に出るきっかけづくりとして開始した。

ペットボトルプランター作りは、施設の電気代削減を目的としたグリーンカーテン設置に合わせて、市民の農家をやられている方とともに家庭で簡単に育てられるペットボトルプランター作りを実施。

竹水鉄砲遊びは、太田山公園の魅力を再認識していただくとともに、自分たちで考えて作ったもので遊ぶ子どもたちの自由な発想と思考能力向上を目的とし、活動団体「太田山プレーパーク」と「たぬき工房」、竹を提供していただいた地元の方と協働により開催した。また、太田山公園を活動拠点としている「太田山プレーパーク」、竹の活用に寄与している「たぬき工房」の団体 PR にもつながった。

他にも得意としているスキルや知識を持ち、地域に貢献したいという市民の方向けに団体設立、市民活動参画のフォローアップ事業としてちょこ活を開催。企画の立て方、周知方法などを一緒に考えイベントを開催している。

④ コミュニティカフェ

毎月第 2・4 木曜日 9 月までで 54 名参加

市民間の交流を目的とし、地元の名産品の試食や小物づくりワークショップ、地元事業者のボランティアマッサージなど毎回内容を変え実施している。

近隣の介護施設にも声をかけ、職員と施設利用者の外出時の休憩スポットとしても活用していただいている。

⑤ 市民健康講座

「イライラの仕組みを楽しく理解する」	5/10(水) 5 名
「イラっとしたときのココロの取り扱い方」	6/7(水) 7 名
「お金を掛けずイライラ対処！体の使い方」	7/5(水) 6 名

市民の健康意識の向上と健康増進に向けたイベント。講師は木更津で活動されている「健康よろず相談室」の石川氏に依頼。活動をみた他の公民館から講師依頼もあり団体と関係機関をつなげる事も出来た。

⑥ 団体交流会

「災害における連携と協働の必要性について」9/16(土) 16 団体 17 名参加

災害支援ネットワークちば事務局長の鍋嶋氏を講師に招き、市民活動団体として災害時に活動できるよう平時からできる事を考えていただくきっかけづくりを目的に、災害時におけ

る協働の必要性、連携について講演いただいた後、グループワークを実施した。

⑦ 困りごと解決事業

「地域の困りごと掲示板設置」 随時 品物譲渡 3 件 活動実施 4 件

地域の困りごとを施設掲示板を通して、市民または団体、企業間で解決することを目的とした事業を実施している。

内容は「これ出来ます」「これで困っています」「これ譲ります」「これやってみたい」の 4 項目とし、「使わなくなった制服を譲ります」や「ごみのポイ捨てが多くて困っています」など様々な意見が集まっている。

制服や絵本などの譲渡が 3 件、活動への参加や活動の指導が 4 件のマッチング実績がある。

⑧ ボランティア・市民活動マッチングプログラム

「ボランティアスタッフ、活動参加促進事業」 随時 4 団体 9 名のマッチング

ホームページや施設掲示物などで団体メンバーの募集や活動参加推進を目的とした事業を実施している。主に 10 代～30 代の方のマッチングにつながっている。

⑨ 課題

・ 周知不足

イベントや施設情報にまだまだ周知力不足を感じる。対策としてイベント内容ごとに SNS の活用、チラシの設置、配布場所を変え対応している。現在は近隣マンションやアパート、コンビニ、回覧板などでも配布、設置をお願いしている。

・ 関係機関を巻き込んだ取り組み

周知不足にも関係する事だが、木更津市市民活動支援センターが行っている事業が分かりづらい、見えないとの声が多くあるため、関わる方や関係機関を巻き込んだ普段からの関わりや情報発信の協力の必要性があると感じます。

・ 団体支援に向けた活動

団体活動の支援に向けた事業があまり実施できていない。事業内容を団体のニーズに合わせた内容にする、活動分野ごとでの開催をするなどの改善が必要と考えている。

⑩ 今後の取り組み

・ 市民活動参加や団体活動促進へ向けた取り組み

市民アンケートや利用者からの声で市民活動に参加はしてみたいがどうやったら参加できるのか？どこで活動しているか分からない？などの声が多くあるため、市民と団体の交流イベントや市民と施設協働のイベントを実施し市民活動への理解、関心を深めていただき市民活動や地域活動参加へと繋げていく。

・ 地元事業者との協働事業

地元の商店、飲食店などと連携し、和洋菓子や名産品の試食会を実施することで、市民の方に地元のお店や魅力を知っていただき、お店で消費をしていただくことで商店の活性化や木更津市の魅力の再認識につなげる。

第一生命保険㈱との連携で、第一生命保険㈱が発行している地域情報誌などに施設情報を掲載していただき周知力向上につなげる。

その他、今年度もかずさFMでのラジオやきさCON、きさレポなどの情報誌などにもご協力いただきながら情報発信の強化に努める。

- ・ **市民や団体の課題や求めているものを拾い上げる事業**

市民活動参加や課題解決には市民や団体の課題や求めているニーズを拾い上げる必要性があると感じます。市民の方からは定期的開催している「コミュニティカフェ」や「高齢者レクリエーション」「子育てサロン」などを通して困りごとや求めている事を拾い上げていく。活動団体に関しては分野ごとの交流会の実施や無料相談会などでより専門的な課題やニーズを拾い上げ、支援につなげる。

(3) 団体活動調査アンケート

① アンケート返信率

対象：登録団体 124 団体のうち 90 団体

回答：40 団体(ヒアリング含む。) 返信率：約 45%

アンケート用紙に返信用封筒を同封し郵送により実施した。今年度は前年度に返信、回答がなかった団体には郵送せず電話でのヒアリングにより行った。

② アンケート結果

- ・ **活動場所**

公民館や図書館、運動場など活動によって様々な場所で活動している。回答の中には公民館などは利用者が多いため部屋が取れないと活動場所に困り、安定して活動ができる場所を探すのに苦労しているとの声もあった。

活動場所に困っている団体には施設の利用をご案内するとともに活動場所が一か所だと、興味があっても参加しづらくなってしまうこともあるので複数ヶ所での活動提案もしている。活動場所が複数になる事で活動のPRと新規参加者の増加に繋がると考えている。

- ・ **活動頻度**

活動頻度として一番多かったのは月1回が35%、続いて週1回の23%、次に多いのが活動できていないという回答が17%と多くあった。

活動できてない理由として「コロナで活動が止まってしまい再スタートを切れない」「仕事が多忙で時間が取れない」「家庭や仕事の環境が変わり活動時間を作れなくなってきている」などコロナによる理由と環境の変化などの声が多くあり、このような団体の課題をどう解決していくのかが大事であると考えている。

- ・ **活動での課題や反省点**

「メンバーの高齢化」「告知や広報が難しい」「資金不足」「活動道具の保管場所」などの声が多くあった。メンバーの高齢化については担い手不足という課題もあり、年々メンバーの高齢化で悩まれている団体は増えてきている。

また、担い手不足の点で市民活動参加について利用者などから聞くと「活動の内容が分からない」「透明性に欠ける」「忙しく参加できない」などの声を聞く。

これらの課題に対して木更津市市民活動支援センターで行なっているスキルアップ講座への参加や無料相談会などを活用していただき課題解決へと進めていく。

- ・ **木更津市市民活動支援センターへ求めるサポート、支援**

木更津市市民活動支援センターに求める事として「集客サポート」「他団体との交流の場」「学生とのマッチング」などの回答が多くあった。

集客サポートについては自主事業でもある市民活動スキルアップ講座への参加や無料相談会の活用などで団体のスキルアップを図っていただくとともに木更津市市民活動支援センターとしてホームページやSNSなどで積極的に情報発信し支援、サポートしていく。

他団体との交流の場で自分たちの活動の発展や平時からの情報共有を求めている団体も少なくないので、年1回実施している団体交流会以外にもカテゴリー別の交流会なども定期的に実施し、情報共有の質を高めるとともに横のつながりを強化し市民活動のさらなる発展につなげる。

また、団体だけではなく学生や若い世代とのマッチングの機会を提供し、担い手不足解消や若い世代の市民活動への参加促進につなげる。

③ 今後の取り組み

- ・ **活動支援に向けたアンケート内容の修正**

活動団体の状況やニーズをより詳細に把握するため、アンケート内容の改善が必要であるとする。

- ・ **アンケート結果で出た課題や困りごとへの支援**

市民活動スキルアップ講座や無料相談会などに積極的に参加していただき、団体としてスキルアップしていただくとともに、団体交流会やマッチング事業などで他団体や関係機関、市民とのつながりを構築していただく。

木更津市市民活動支援センターとして、団体、市民が参加したくなる事業の実施、情報発信力の強化に努める。

また、団体や市民が求めているニーズに合わせた事業や情報発信をするために、平時から団体活動の調査や利用者からのヒアリング、関係機関との関係構築をしていく。

- ・ **アンケートだけではなく活動現場での調査**

ヒアリングだけでは活動の実態や状況などを正確に把握できないため、活動場所には積極的に赴き活動を実際に体験し、そこで得た活動内容や活動情報などを施設のホームページやSNSなどで発信することで、多くの市民の市民活動参加につなげる。

2 条例個別指定制度について

(1) 制度概要

資料：別紙1「制度概要」

(2) 他自治体の実施状況

① 実施自治体数(令和4年9月30日現在)

186自治体(指定：385法人)

千葉県内は、千葉市と市川市にて導入されている。

資料：別紙2「条例個別指定の実施状況(2022.9.30現在)」

② 実施自治体の基準パターン

資料：別紙3「条例指定の基準のおおまかなパターン」

③ 実施自治体の基準一覧

資料：別紙4「他市町村の基準」

(3) 市内NPO法人へのアンケート結果

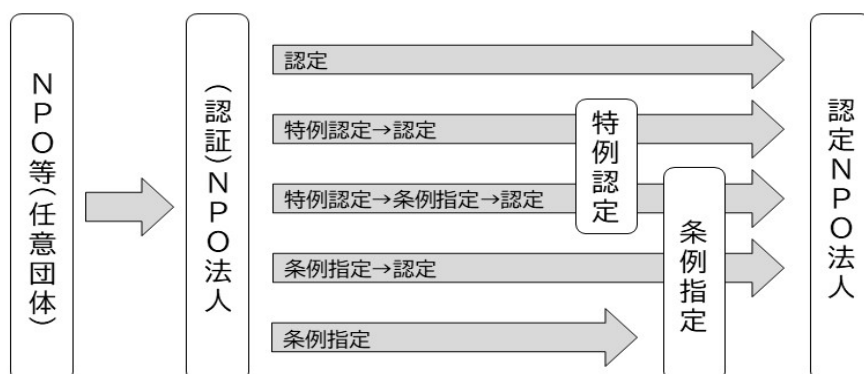
市内に事務所を有する NPO 法人(45団体)に対し、条例個別指定制度に関するアンケートを実施した。実施結果：別紙5「条例個別指定制度に関するアンケート」

- ・ 市内に「認定 NPO 法人」はいない(アンケート内に認定を受けていると回答があるが誤りだと思われる。)。
- ・ 回答のあった NPO 法人の約3割が「認定 NPO 法人」へのステップアップを考えている。
- ・ 「認定 NPO 法人」へのステップアップを考えているがなれていない理由は、「基準を満たさない。」に限らず様々である。
- ・ 回答のあった NPO 法人の約半数が「条例個別指定制度」の実施を希望している。
- ・ 回答のあった NPO 法人のうち、現状「指定 NPO 法人」になり得る法人(他自治体における一般的な基準を適用した場合)は1法人のみと推察される。

制度概要

《認証・認定・特例認定・条例指定制度の概要》

制度	概要
認証	法人格の取得に必要な「認証」を行う制度です。認証後、法務局で登記をすると、法人として成立します。
認定	一定の基準を満たして認定を受けた NPO 法人に対し、寄附金控除等、多様な税制上の優遇措置を付与することにより、その法人への寄附を促し、活動を支援する制度です。
特例認定	設立の日から5年を経過していない NPO 法人のうち、運営組織・事業活動が適正な法人に対して、1 回に限って3年間のみ、認定に準じた特例認定を行う制度です。
条例個別指定 (条例指定)	個人住民税の寄附金控除対象となる NPO 法人を、都道府県・市区町村が個別に条例で指定することにより、その法人への寄附を促し、活動を支援する制度です。各自治体が独自に定める基準等を満たした NPO 法人を条例により指定し、指定を受けた法人に対して個人が寄附をすると、その自治体の個人住民税の寄附金控除の対象となります。



《基準》

「認定」の基準＝PST＋PST 以外の認定基準

「特例認定」の基準＝PST 以外の認定基準

「条例指定」の基準＝自治体独自の指定基準

PST(パブリック・サポート・テスト)基準	その他(PST 以外)の基準
次のいずれかを満たすこと。 ・ 経常収入金額に対する寄附金等収入金額の割合が 20%以上 ・ 3,000 円以上の寄付者が、年平均 100 人以上 ・ 自治体の条例指定を受けている。	次のすべてを満たすこと。 ・ 共益的な活動が一定割合以下であること。 ・ 運営組織や経営が適正であること。 ・ 事業活動の内容が適正であること。 ・ 情報公開が適正であること。 ・ 事業報告書等を期限内に提出していること。 ・ 法令違反、不正行為、公益違反がないこと。 ・ 欠陥事由に該当しないこと。

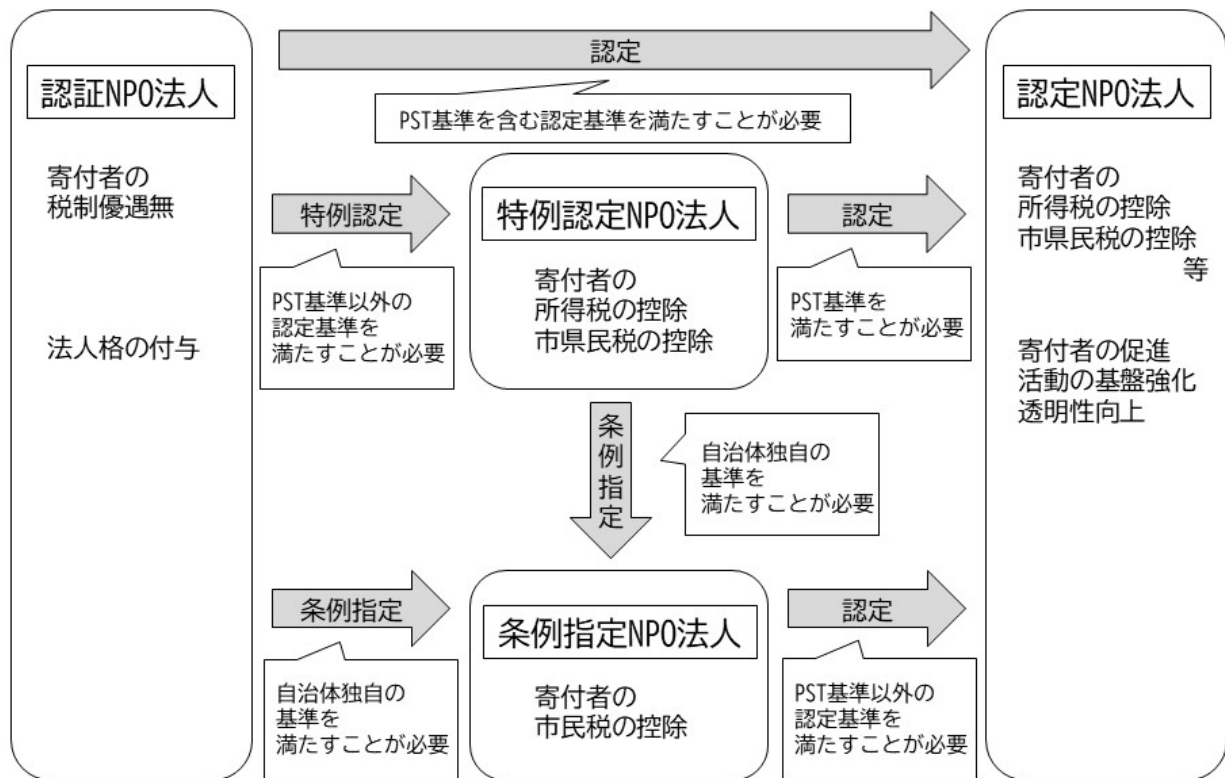
《税制上の優遇措置》

税制上の優遇措置		認定	特例 認定	条例 指定
個人からの 寄附	所得税の寄付金控除（所得控除と税額控除の選択制） ○所得控除 寄附金(所得金額の 40%相当額が限度)から 2 千円を控除した金額を総所得額から控除 ○税額控除 寄附金(所得金額の 40%相当額が限度)から 2 千円を控除した金額 40%(所得税額の 25%相当額が限度)を所得税額から控除	○	○	×
	個人住民税の寄付金控除(税額控除のみ) ○税額控除 寄附金(所得金額の 40%相当額が限度)から 2 千円を控除した金額の 10%(都道府県税額 4%+市町村民税 6%(ただし、指定都市の区域内に住所を有する場合には、道府県民税 2%+市民税 8%))を住民税額から控除	○	○	○
法人からの 寄附	一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入可	○	○	×
相続財産 の寄附	寄附をした相続財産の価額について、相続税の課税対象から除外	○	×	×
NPO 法人 自身の 税優遇	収益事業から得た利益を特定非営利活動に係る事業に支出した場合に、これを寄附金とみなして、一定の範囲内で損金算入可(みなし寄付金) 損金算入限度額：所得税の 50%または 200 万円のいずれか多い額まで範囲(法改正前に国税庁の認定を受けた法人は、所得金額の 20%相当額までの範囲)	○	×	×

※個人住民税の寄付金控除については、認定・特例認定を受けても自動的に控除対象とならない。

都道府県民税については、都道府県から、市区町村民税については市区町村から、それぞれ個人住民税の寄付金控除の対象として指定される必要がある。

《制度全体のイメージ》



条例個別指定の実施状況(2022.9.30現在)

令和4年9月30日現在、条例指定を受けている法人は全国で385法人である。

また、条例指定制度を実施している自治体数は186となっている。

都道府県	NPO法人 (2022.9.30)	所轄庁認定 NPO法人数 (2022.9.30)	所轄庁特例認定 NPO法人数 (2021.9.30)	条例指定制度			市町村情報 (2022.9.30)
				有	無	法人数 (2022.9.30)	
北海道	1,222	15	1	○		2	三笠市ほか88市町村(114法人)
青森県	407	4	1	○		1	
岩手県	484	20	0		×		遠野市(2法人)
宮城県	407	10	0		×		
秋田県	350	4	0		×		美郷町(2法人)
山形県	436	8	0		×		朝日町(1法人)
福島県	923	23	0		×		
茨城県	876	17	0		×		
栃木県	633	13	0		×		
群馬県	804	11	0		×		
埼玉県	1,760	27	2	○		8	
千葉県	1,595	34	0		×		市川市(6法人)
東京都	9,036	309	1		×		
神奈川県	1,476	48	2	○		66	横須賀市ほか25市町(59法人※うち18法人が県の指定法人と重複)
新潟県	459	8	0		×		
富山県	386	6	0		×		
石川県	376	9	0		×		
福井県	245	4	2		×		
山梨県	479	8	2		×		
長野県	970	16	2	○		1	
岐阜県	747	13	1		×		七宗町(1法人)白川村(1法人)
静岡県	677	14	1		×		
愛知県	1,118	26	2		×		刈谷市(12法人)安城市(20法人)知立市(5法人)碧南市(6法人)高浜市(10法人)
三重県	748	7	0	○		3	
滋賀県	583	22	1	○		2	
京都府	516	12	1	○		10	
大阪府	1,784	17	4	○		8	
兵庫県	1,406	25	2		×		
奈良県	504	3	0	○		1	奈良市(3法人)
和歌山県	380	7	0		×		
鳥取県	303	8	0	○		5	鳥取市ほか18市町村(5法人※いずれも県の指定法人と重複))
島根県	285	6	0		×		飯南町(2法人)
岡山県	469	5	0		×		
広島県	427	6	0		×		
山口県	417	9	0		×		
徳島県	361	8	0	○			那賀町(4法人)
香川県	396	7	1		×		
愛媛県	501	7	0		×		
高知県	344	8	0		×		
福岡県	801	9	1		×		
佐賀県	383	9	0		×		
長崎県	506	8	0		×		
熊本県	434	5	0	○		1	
大分県	453	5	0	○		1	大分市ほか14市町(1法人、県の認定・指定法人と重複)
宮崎県	434	5	1		×		五ヶ瀬町(3法人)
鹿児島県	855	3	0		×		
沖縄県	471	6	0		×		
小計	39,627	854	28	14	33	109	(257法人)

政令市	NPO法人 (2022.9.30)	所轄庁認定 NPO法人数 (2022.9.30)	所轄庁特例認定 NPO法人数 (2021.9.30)	条例指定制度		
				有	無	法人数 (2022.9.30)
札幌市	923	18	0	○		2
仙台市	391	19	0		×	
さいたま市	384	9	0		×	
千葉市	372	10	0	○		
横浜市	1,502	68	1	○		7
川崎市	361	14	0	○		10
相模原市	234	12	0	○		12
新潟市	262	10	0		×	
静岡市	327	13	1		×	
浜松市	228	9	0		×	
名古屋市	871	29	1	○		5
京都市	820	34	5	○		7
大阪市	1,403	48	1		×	
堺市	266	3	0		×	
神戸市	747	25	0		×	
岡山市	287	11	0		×	
広島市	349	3	0		×	
北九州市	289	4	1		×	
福岡市	597	17	0		×	
熊本市	300	6	0	○		
小計	10,913	362	10	8	12	43

合計	50,540	1,216	38	22	45	385(都道府県(109)、政令市(43)、その他市町村(257))における条例指定法人合計数)
----	--------	-------	----	----	----	--

※一つの法人が都道府県と市町村の両方から条例指定を受けている場合があるため、
合計法人数と各法人数を足したものは一致しない。
※指定を行っている自治体数:186(都道府県(14)、政令市(8)、その他市町村(164))

条例指定の基準のおおまかなパターン

PST基準

- ①相対値基準：寄付金等収入/ 経常収入金額 $\geq 20\%$
 ②絶対値基準：3,000円以上の寄付者 $\geq$ 年平均100人
 ③条例指定：各地方自治体で条例で対象となる個別法人名を指定。
 ※通常、各地方自治体は、「指定する基準、手続等」に関する条例・規則を制定。

パターン1

①or②の基準を緩和

(例①10%、
②50人or1,000円)

+独自の基準

(例
・地元への貢献度合
・事業活動の周知・広報
・ボランティア・協働

例
・北海道(2) ・札幌市(2)
・青森県(0)
・長野県(0)
・三重県(1) ・名古屋市(0)
・大阪府(1)
・奈良県(0)
・徳島県(0)
・鳥取県(2) ・大分県(1)
・熊本県(2) ・熊本市(0)

パターン2

①or②の基準を緩和

(例①10%、②50人)

例
・埼玉県(9)
・千葉県(1)
・川崎市(6)

パターン3

①や②の基準とは、 別の独自の基準を策定

・地域における支持
(行政の計画、施策の方
向性に沿う
地域住民からの要望)
・地方自治体における
公益的活動の実績
(行政との協働、表彰、
助成、自治会推薦等)

例
・神奈川県(45) ・横浜市(11)
・相模原市(12)
・滋賀県(1)
・京都府(8) ・京都市(6)

パターン4

主たる事務所が地方自 治体内にあること等

or

指定基準、手続等に関す る条例がない。

例
・刈谷市(14)
・安城市(13)
・高浜市(10)
・碧南市(5)
・知立市(4)

・北海道内の74市町村(89)
・大分県内の14市町村(1)
の多く等

注：()内の数字は、条例指定を受けた団体数(平成27年12月31日現在)

条例指定を受けると、個人住民税の軽減が適用される。

- 県指定の法人に寄付した場合： 税額控除額 (寄付金-2,000円) $\times 4\%$
 ○ 市町村指定の法人に寄付した場合： 同上 (寄付金-2,000円) $\times 6\%$

パターン1: ①相対値基準(寄付金等収入/経常収入金額 $\geq 20\%$) or
 ②絶対値基準(3,000円以上の寄付者 $\geq$ 年平均100人)を 緩和
 +独自の基準(例: 地元への貢献度、事業活動の周知・広報、ボランティア・協働)

■北海道 「北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例」 <指定の要件>

指定NPO法人になるためには、次の要件に適合する必要がある(条例4)。

①公益性要件に適合すること(ア～ウのいずれかに適合)

- ア 経常収入金額のうち寄付金等収入金額の占める割合が 10分の1以上
 イ 3,000円以上の寄付者が 年平均50人以上
 ウ 道内市町村条例により指定されている法人

○三重県・大阪府・熊本県
3,000円 $\times$ 50人
○奈良県
3,000円 $\times$ 50人 or 1,000円 $\times$ 100人
○鳥取県
1,000円 $\times$ 50人
○長野県
1,000円 $\times$ 50人 + 寄付金総額15万円

②道民周知・道民参加に関する要件に適合すること(ア、イの両方に適合)

- ア (ア)～(エ)のいずれかに適合
 (ア) 新聞等を通じた道民に対する情報提供が年2回以上
 (イ) 広報資料の配置が道内の公共施設等に5カ所以上
 (ウ) 道民を対象とした催物開催数が年2回以上、かつ参加者が延べ50人以上
 (エ) 道内における事業活動へのボランティア従事者が年延べ50人以上、かつ実従事者が10人以上
 イ 道内において、国、地方公共団体、企業、団体等との協働実績が年1回以上

③基本的要件に適合すること(ア～クの全てに適合)

- ア 道内に主たる事務所があるNPO法人
 イ 事業活動において、共益的活動の占める割合が50%未満、
 ウ 運営組織及び経理が適正、
 エ 事業活動の内容が適切、
 オ 情報公開が適切、
 カ 事業報告書等の提出、
 キ 法令違反、不正行為、公益に反する事実等がない
 ク 設立の日から1年を超えている期間が経過している。

2団体

(平成27年12月31日現在)

パターン2:①相対値基準(寄付金等収入／経常収入金額 ≥20%) or
②絶対値基準(3,000円以上の寄付者≥年平均100人)を 緩和

■埼玉県 「埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例」

<指定の要件>

次の(1)～(4)までの基準に全て適合するNPO法人は、知事に指定の申出をすることができる。

- (1) **県内に主たる事務所を置く**NPO法人であること
- (2) 県内で特定非営利活動の実績を有していること
- (3) 公益基準として、ア又はイのいずれかに適合すること
 - ア 経常収入額に占める寄付金等収入金額の割合が**10分の1以上**で、**かつ、自治体や国等の補助事業や委託事業を年2件以上実施**している
 - イ 3,000円以上の寄付者が**年平均50人以上**で、**かつ、寄附者数とボランティア実人数との合計が年100人以上**注) ボランティア実人数：年4時間以上の活動実績があり、氏名と住所がわかるボランティア
- (4) 運営組織基準として、次のアからカの全てに適合)
 - ア 運営組織及び経理が適切であること
 - イ 事業活動の内容が適正であること
 - ウ 情報公開を適切に行っていること
 - エ 事業報告書等を毎年所轄庁に提出していること
 - オ 法令違反、不正行為、公益に反する事実等がないこと
 - カ 設立の日から1年を超えている期間が経過していること

9団体

(平成27年12月31日現在)

パターン3:①相対値基準(寄付金等収入／経常収入金額 ≥20%)
②絶対値基準(3,000円以上の寄付者≥年平均100人)とは
別の独自の基準を策定

■神奈川県 「地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例」

<指定の要件>

次の①から⑤に示す要件を満たす必要がある。

- ① **県内で活動する**NPO法人であること
- ② 2つの公益要件【Ⅰ：活動内容について／Ⅱ：活動実績について】を満たすこと
 - 【公益要件Ⅰ：活動内容について】
 - (A) 不特定かつ多数の県民の利益に資するもの
 - (B) 事業が地域の課題の解決に資するもの
 - (1) **行政の計画、施策の方向性に沿う**もの、又は、(2) **地域の住民等の要望に対応**するもの
 - 【公益要件Ⅱ：活動実績について】
 - (A) 定款に記載された目的に適った事業の実績があるとともに、その継続が見込まれること
 - (B) 法人以外の者から支持されている実績があること
 - (1) 行政等から支持を受けている実績 (**行政との協働、行政等からの助成、表彰等**)
 - (2) 企業又は団体等から支持を受けている実績
 - (3) 地域の住民等から支持を受けている実績 (地域の住民等からの署名、**自治会からの推薦等**) 等
- ③ 運営要件を満たすこと
 - (A) 運営組織及び経理が適切であること
 - (B) 事業活動の内容が適切であること
 - (C) 情報公開を適切に行っていること
 - (D) 事業報告書等を毎年度所轄庁に提出していること
 - (E) 法令違反、不正行為、公益に反する事実等がないこと
- ④ 設立の日から1年を超えている期間が経過し、少なくとも2事業年度を終えていること
- ⑤ 欠格事由に該当しないこと

45団体

(平成27年12月31日現在)

パターン4:主たる事務所が地方自治体内にあること等
or 指定基準、手続等に関する条例がない。

■刈谷市(愛知県) 「～NPO法人の皆様へ～」

14団体

(平成27年12月31日現在)
※市内の全法人数 27法人

2 指定の申出をすることができるNPO法人

NPO法人が条例により指定を受けるためには、指定の申出をしていただく必要がありますが、指定の申出をしていただくには、次の(1)、(2)のいずれにも該当するNPO法人であることが条件になります。

- (1) 市内に事務所又は事業所を有し、市内で活動し、今後も引き続き活動を行う予定であるNPO法人であること。
- (2) 租税特別措置法第66条の1の2第3項の規定による認定を受けていないNPO法人であること。

■安城市(愛知県) 「指定NPO法人の基準と手続について」

13団体

(平成27年12月31日現在)
※市内の全法人数 35法人

1 対象となるNPO法人

- (1) 市内に事務所又は事業所を有し、市民の福祉の増進を目的に市内で活動し、かつ、今後も引き続き活動を行う予定であるNPO法人であること。
- (2) 市税に滞納がないこと
- (3) NPO法第47条各号に規定する認定特定非営利活動法人の欠格事由に該当しないこと

他市町村の基準

	都道府県	市町村	導入時期	基準①(いずれかの基準を満たすこと)						基準②(基準①「かつ」いずれかの基準を満たすこと)	
認定NPO法人			平成24年1月	収入金額に占める寄附金の割合が20%以上	年3,000円以上の寄付者数が平均100人以上		都道府県または市区町村の条例による個別指定を受けている				
1	千葉県	千葉市	平成26年3月	経常収入における市民等の寄付金の占める割合が10%以上	年間3,000円以上の市民等の寄付者が年平均50人以上	年間1,000円以上の市民等の寄付者が年平均100人以上					
2	千葉県	市川市	平成24年10月		3,000円以上の寄付金を支出する者が平均30人以上						
3	北海道	－	平成25年10月	経常収入金額のうち寄附金収入金額の割合が10分の1以上	3,000円以上の寄付者が年平均50人以上		北海道内の市町村条例により指定			・新聞等を通じた道民に対する情報提供が年2回以上 ・広報資料の配置が道内の公共施設等に5ヶ所以上 ・道民を対象とした催物開催数が年2回以上、かつ、参加者が延べ50人以上 ・道内における事業活動へのボランティア従事者が年延べ50人以上、かつ、実従事者が10人以上	・道内において、国、地方公共団体、企業、団体等との協働実績が年1回以上
4	北海道	札幌市	平成26年5月	寄附金の総額が3,000円以上である寄付者の合計が年平均50人以上	特定非営利活動へのボランティア参加者が、各事業年度において延べ100人以上、ただし、実人数10人以上		北海道条例により指定	市民を対象とした特定非営利活動に関する催事を各事業年度において4回以上開催し、かつ、一般参加者が延べ100人以上	特定非営利活動に係る事業費が年間150万円以上	他団体と協働して行う見込みがある	
5	北海道	北広島市	平成26年12月	経常収入金額のうち寄附金収入金額の割合が10分の1以上	3,000円以上の寄付者が年平均50人以上		北海道条例により指定	市内における事業活動へのボランティア従事者が各事業年度延べ50人以上かつ、実従事者10以上	市民を対象とした催物を各事業年度2回以上開催し、かつ、参加者が延べ50人以上	市内において、事業活動を国、地方公共団体、企業、団体等と協働している実績が各事業年度1回以上	
6	北海道	網走市	平成27年1月	経常収入金額のうち寄附金収入金額の割合が20分の1以上	3,000円以上の寄付者が年平均25人以上		北海道条例により指定	市内における事業活動へのボランティア従事者が各事業年度延べ50人以上かつ、実従事者10以上	市民を対象とした催物を各事業年度2回以上開催し、かつ、参加者が延べ50人以上	市内において、事業活動を国、地方公共団体、企業、団体等と協働している実績が各事業年度1回以上	
7	北海道	函館市	平成27年3月	経常収入金額のうち寄附金収入金額の割合が10分の1以上	3,000円以上の寄付者が年平均50人以上		北海道条例により指定			・新聞等を通じた道民に対する情報提供が年2回以上 ・広報資料の配置が道内の公共施設等に5ヶ所以上 ・道民を対象とした催物開催数が年2回以上、かつ、参加者が延べ50人以上 ・道内における事業活動へのボランティア従事者が年延べ50人以上、かつ、実従事者が10人以上	・市内において、国、地方公共団体、企業、団体等との協働実績が年1回以上
8	北海道	恵庭市	平成27年2月	経常収入金額のうち寄附金収入金額の割合が10分の1以上	3,000円以上の寄付者が年平均50人以上		北海道条例により指定	市内における事業活動へのボランティア従事者が各事業年度延べ50人以上かつ、実従事者10以上	市民を対象とした催物を各事業年度2回以上開催し、かつ、参加者が延べ50人以上		
9	北海道	石狩市	平成26年9月	経常収入金額のうち寄附金収入金額の割合が10分の1以上	3,000円以上の寄付者が年平均50人以上		北海道条例により指定	市内における事業活動へのボランティア従事者が各事業年度延べ50人以上かつ、実従事者10以上	市民を対象とした催物を各事業年度2回以上開催し、かつ、参加者が延べ50人以上	市内において、事業活動を国、地方公共団体、企業、団体等と協働している実績が各事業年度1回以上	
10	北海道	江別市	不明				北海道条例により指定				
11	青森県	－	平成27年6月	経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合10分の1以上	寄附金の総額が1,000円以上である寄付者の数の合計が年平均30人以上であり、寄附金の合計額が年平均15万円以上			ボランティアとして延べ4時間以上の役務を提供した者の実人員が年平均25人以上であり、その合計時間が年平均200時間以上	国等の補助金等の交付または委託を受けて事業を平均年1件以上実施	県内も地方公共団体が発行する広報誌、県内で発行される日刊新聞または県内で放送されるラジオ若しくはテレビ放送の放送番組を通じてその事業活動の情報を年平均2回以上提供	事業活動に関する県民を対象とした催しを年平均4回以上実施
12	埼玉県	－	平成25年6月	経常収入額に占める寄附金等収入の割合が10%以上、かつ、自治体や国等の補助事業や委託事業を年2件以上実施	3,000円の寄付者が年50人以上で、かつ、寄付者数とボランティア実人数との合計が年100人以上						
13	神奈川県	－	平成24年2月						・行政等から支持を受けている実績 ・企業または団体等から支持を受けている実績 ・地域の住民等から支持を受けている実績 ・申出のあった団体が中間支援組織の場合、申出法人が支援している団体から支持を受けている実績		
14	神奈川県	横浜市	平成24年6月		寄附金額の総額が1,000円以上である寄付者の数の合計数が年平均100人以上			無償ボランティアの実績は、実績判定期間内の各事業年度中の平均の無償ボランティアの総労働時間数が一定数(400時間)以上			
15	神奈川県	川崎市	平成24年6月		年間3,000円以上の寄附をした市民の数が年平均50人以上	年間1,000円以上の寄附をした市民の数が年平均100人以上					

	都道府県	市町村	導入時期	基準①(いずれかの基準を満たすこと)							基準②(基準①「かつ」いずれかの基準を満たすこと)	
16	神奈川県	相模原市	平成24年6月		寄附金の総額が1,000円以上である寄付者の数の合計数が年平均100人以上			・無償ボランティアの実績は、実績判定期間内の各事業年度中の平均の無償ボランティアの総労働時間数が一定数(400時間)以上 ・自治会(100人以上で構成)による推薦 ・地域団体等との協働により実施した事業の実績 ・地域団体等から助成を受けて実施した事業の実績 ・地域団体等から表彰を受けた実績 ・その他地域団体等からの支援または支持を受けている実績	・国等との協働により実施した事業の実績 ・国等からの助成を受けて実施した事業の実績 ・国等からの表彰を受けた実績 ・その他国等から支援または支援を受けている実績	中間支援組織(当該申出のあった法人)から支援を受けている30団体以上からの推薦		
17	神奈川県	横須賀市	平成24年6月						・行政等から支持を受けている実績 ・企業または団体等から支持を受けている実績 ・地域の住民等から支持を受けている実績 ・申出のあった団体が中間支援組織の場合、申出法人が支援している団体から支持を受けている実績			
18	神奈川県	平塚市	平成25年9月				・神奈川県指定NPO法人 ・神奈川県指定NPO法人になるため、県に申出をしているNPO法人					
19	神奈川県	鎌倉市	平成24年11月				神奈川県指定NPO法人					
20	神奈川県	藤沢市	平成24年12月		年間3,000円以上の寄付者が50人以上	年間1,000円以上の寄付者が100人以上		年間10日以上従事するボランティアが30人以上	地域住民からの署名が100件以上	市内の自治会・町内会からの推薦を受けている		
21	神奈川県	小田原市	平成25年1月				神奈川県指定NPO法人					
22	神奈川県	茅ヶ崎市	平成25年2月				神奈川県指定NPO法人					
23	神奈川県	逗子市	平成25年6月				神奈川県指定NPO法人					
24	神奈川県	秦野市	平成26年8月				神奈川県指定NPO法人					
25	神奈川県	厚木市	平成25年4月				神奈川県指定NPO法人					
26	神奈川県	大和市	平成24年12月				・神奈川県指定NPO法人 ・神奈川県指定NPO法人になるため、県に申出をしているNPO法人					
27	神奈川県	伊勢原市	平成24年7月				神奈川県指定NPO法人					
28	神奈川県	海老名市	平成27年6月				・神奈川県指定NPO法人 ・神奈川県指定NPO法人になるため、県に申出をしているNPO法人					
29	神奈川県	座間市	平成26年9月				神奈川県指定NPO法人					
30	神奈川県	南足柄市	平成24年12月				神奈川県指定NPO法人					
31	神奈川県	寒川町	平成30年10月				神奈川県指定NPO法人					
32	神奈川県	箱根町	平成25年8月				神奈川県指定NPO法人					
33	神奈川県	湯河原町	平成26年1月				神奈川県指定NPO法人					
34	長野県	—	平成26年3月	経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が10%以上	寄附金の額が1,000円以上である寄付者数の合計が年平均50人以上であり、かつ、寄附金の総額が年平均15万円以上					・事業活動を掲載した会報誌等を県内の公共施設等に5ヶ所以上設置している ・事業活動に関する県民を対象とした催物を各事業年度において4回以上開催している ・活動状況を会報誌、インターネット等で積極的に公開している	・県との協働事業を行っている ・市町村の範囲を超えて、他団体との協働した広域的な活動を行っている ・県の施策及び事業の推進に資する活動の実績があり、その活動にあたって地域住民等からの維持を受けている	
35	愛知県	名古屋市	平成27年3月		寄付者の数が年平均50人以上で、かつ、寄附金の総額が年平均15万円以上			無償で特定非営利活動に従事する者が年平均延べ50人以上で、かつ、その従事した時間の合計が年平均300時間以上、ただし実人数20人以上				
36	愛知県	安城市	平成24年11月					市民の福祉の増進を目的に市内で活動し、かつ、今後も引き続き活動を行うことが確実である者				
37	愛知県	刈谷市	不明					市内で活動し、今後も引き続き活動を行う予定であるNPO法人				

	都道府県	市町村	導入時期	基準①(いずれかの基準を満たすこと)							基準②(基準①「かつ」いずれかの基準を満たすこと)	
38	愛知県	知立市	不明					市民の福祉の増進に寄与するNPO法人として市内で活動し、かつ、今後も市内で活動を行う予定であるNPO法人				
39	愛知県	碧南市	不明					市民の福祉の増進を目的に市内で活動し、かつ、今後も引き続き活動を行う予定であるNPO法人				
40	三重県	－	平成25年10月		寄附を3,000円以上した者の数が年平均50人以上			組織運営に係る活動または県民等を対象として主催したセミナーもしくはイベントの運営に係るボランティア活動をした者の数が延べ年平均100人以上、かつ、人数10人以上	他のNPO法人、地縁による団体、事業者その他の団体との連携または協働により実施された事業の回数が年平均1回以上	県民等を対象として主催したセミナーまたはイベント等への一般参加者の数が延べ年平均100人以上	・テレビもしくはラジオまたは新聞もしくは雑誌その他これらに準ずる媒体を活用した情報提供の回数が年2回以上 ・申出者が開設したホームページ等により、特定非営利活動に係る情報を提供した回数が年平均4回以上 ・県民等に配布し、または閲覧させるため、申出者が発行する会報その他これに相当すると認められる印刷物を設置した施設の数が年平均5箇所以上 ・県民等を対象として主催したセミナーまたはイベントにおいて情報提供した回数年平均4回以上	
41	滋賀県	－	平成25年3月					無償の役務の提供等の人数、寄付者数または寄附金収入の割合、行政や他の団体との協働の回数、利用者等を指標として判断				
42	京都府	－	平成24年10月		年間の寄付者が50人以上、かつ、年間の寄付金収入が15万円以上			年間の無償で労力の提供を受けて特定非営利活動を行った時間数が200時間以上			活動が地縁団体等と連携して行われ、または、地縁団体等から支持されたものの	
43	京都府	京都市	平成24年10月		年間の寄付者が50人以上、かつ、年間の寄付金収入が15万円以上			年間の無償で労力の提供を受けて特定非営利活動を行った時間数が200時間以上			活動が地縁団体等と連携して行われ、または、地縁団体等から支持されたものの	
44	大阪府	－	平成27年3月	総収入に占める寄附金収入の割合が5分の1以上	寄附金の額の総額が3,000円以上である寄付者の数の合計数が年平均50人以上						法人その他の団体と連携し、及び協働して、地域課題の解決に資する特定非営利活動に係る事業を府内で、現に行っており、かつ、その事業の継続が見込まれる	
45	奈良県	－	平成25年3月	経常収入金額に占める寄附金の割合が10%以上	寄附金の額の総額が3,000円以上である寄付者の数の合計数が年平均50人以上	寄附金の額の総額が1,000円以上である寄付者の数の合計数が年平均100人以上					・当該活動に携わった、氏名等を把握しているボランティアスタッフかのバ100人以上 ・協働の実績について、行政や他の団体との協働事業が年1回以上	・インターネットを通じて活動を公開している ・会報誌を発行し、会員以外にも配布、閲覧の対応をしている ・一般を対象としてセミナー等を年4回以上開催している
46	奈良県	奈良市	平成25年4月	経常収入金額に占める寄附金の割合が10%以上	年3,000円以上の寄付者数が平均50人以上	年1,000円以上の寄付者数が平均100人以上					・当該活動に携わった、氏名等を把握しているボランティアスタッフかのバ100人以上 ・協働の実績について、行政や他の団体との協働事業が年1回以上	・インターネットを通じて活動を公開している ・会報誌を発行し、会員以外にも配布、閲覧の対応をしている ・一般を対象としてセミナー等を年4回以上開催している
47	鳥取県	－	平成25年3月		年間1,000円以上の寄付者が年平均50人以上			法人の特定非営利活動に携わったボランティアが年平均50人以上			活動の内容、活動を行った年月日等の活動状況を、会報誌又はホームページへの掲載その他適当な方法により、毎事業年度2回以上公開している	
48	鳥取県	鳥取市	平成27年11月				鳥取県条例で個別指定されているNPO法人					
49	徳島県	－	平成27年12月	経常収入金額に占める寄附金の割合が10%以上	年3,000円以上の寄付者の数が年平均30人以上 年1,000円以上の寄附金額の総額が年平均150,000円以上						・特定非営利活動に携わったボランティアスタッフの延べ人数が、年平均100人以上 ・広く県民等を対象とした特定非営利活動に係る催しを年平均3回以上実施 ・国、地方公共団体、民間企業、試験研究機関、その他の団体との協働事業を年平均1回以上実施	
50	熊本県	－	平成26年7月		寄附金の額の総額が3,000円以上である寄付者の数の合計数が年平均50人以上						・特定非営利活動に報酬その他の対価を受けないで参加した個人で、県内に住所を有するものが年平均50人以上 ・国、地方公共団体、民間企業、試験研究機関その他の団体と協働して行った特定非営利活動の回数が年平均1回以上 ・1年以内に特定非営利活動を支援する旨の申出を行った個人で、県内に住所を有する者の数が50人以上	

	都道府県	市町村	導入時期	基準①(いずれかの基準を満たすこと)							基準②(基準①「かつ」いずれかの基準を満たすこと)	
51	熊本県	熊本市	平成27年3月		寄附金の額の総額が3,000円以上である寄付者の数の合計数が年平均20人以上			特定非営利活動に報酬その他の対価を受けないで従事した個人の数が年平均10人以上	国または地方公共団体、民間企業、地縁団体等からの支持を受け、または支持団体との連携により実施した事業であって公益の増進に資する事業を年平均1回以上		・インターネットの利用による情報発信をしている ・公共施設等への書面の設置による情報発信をしている ・不特定かつ多数の者への公開方法として市長が認めた方法による情報発信をしている	
52	大分県	－	平成24年7月	経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が10%以上	寄附金の額の総額が3,000円以上である寄付者の数の合計数が年平均50人以上							
53	大分県	大分市	平成24年10月				大分県条例で個別指定されているNPO法人					
54	大分県	別府市	平成25年1月				大分県条例で個別指定されているNPO法人					
55	大分県	中津市	平成25年3月	経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が10%以上	寄附金の額の総額が3,000円以上である寄付者の数の合計数が年平均50人以上						市民から認知されるための取り組みを行っている	他の主体との協働実績がある
56	大分県	宇佐市	平成25年3月	経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が10%以上	寄附金の額の総額が3,000円以上である寄付者の数の合計数が年平均50人以上							
57	大分県	日田市	平成25年3月				大分県条例で個別指定されているNPO法人					
58	大分県	佐伯氏	平成26年3月				大分県条例で個別指定されているNPO法人					
59	大分県	臼杵市	平成25年3月				大分県条例で個別指定されているNPO法人					
60	大分県	津久見市	平成27年12月				大分県条例で個別指定されているNPO法人					
61	大分県	竹田市	平成24年12月				大分県条例で個別指定されているNPO法人					
62	大分県	豊後高田市	平成24年12月	経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が10%以上	寄附金の額の総額が3,000円以上である寄付者の数の合計数が年平均50人以上							

条例個別指定制度に関するアンケート

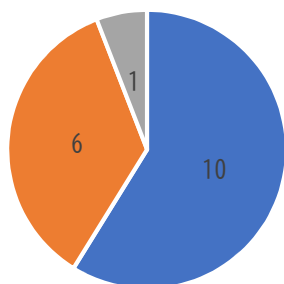
調査対象：市内に事務所を有する NPO 法人 45 団体

調査期間：令和 5 年 6 月 30 日～7 月 18 日

回 答：17 団体

(Q1) 認定 NPO 法人制度を知っていますか。

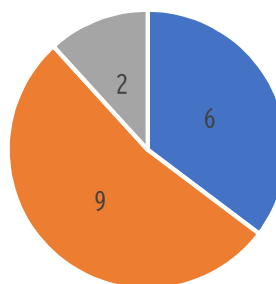
知っている 10
 知らない 6
 すでに認定を受けている 1



■ 知っている
 ■ 知らない
 ■ すでに認定を受けている

(Q2) 認定 NPO 法人になりたいと考えていますか。

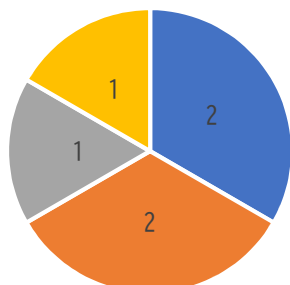
考えている 6
 考えていない 9
 すでに認定を受けている 2



■ 考えている
 ■ 考えていない
 ■ すでに認定を受けている

(Q3) (Q2)で「考えている」と回答された方にお伺いします。認定 NPO 法人になれていない理由は何ですか。

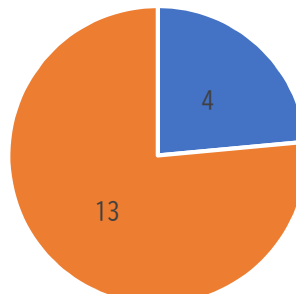
基準を満たさない 2
 申請の仕方がわからない 2
 認定後の手続きが煩雑 1
 その他 1
 ・意見はあるが具体化していない



■ 基準を満たさない
 ■ 申請の仕方がわからない
 ■ 認定後の手続きが煩雑
 ■ その他

(Q4) 条例個別指定制度を知っていますか。

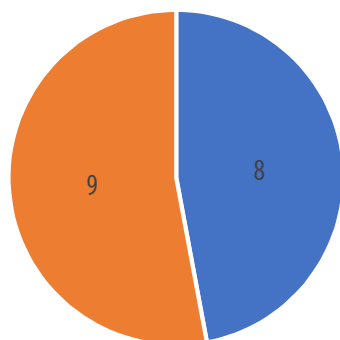
知っている 4
 知らない 13



■ 知っている ■ 知らない

(Q5) 木更津市にて条例個別指定制度の実施を希望しますか。

実施してほしい 8
どちらでもいい 9



■ 実施してほしい
■ どちらでもいい

(Q6)貴団体における寄附実績をお伺いします。

団 体	1 事業年度前			2 事業年度前			1,000 円	3,000 円
	総収入	1,000 円 以上の寄付 者数	うち 3,000 円以上の寄 付者数	総収入	1,000 円 以上の寄付 者数	うち 3,000 円以上の寄 付者数	以上の寄付 者の年平均 数	以上の寄付 者の年平均 数
1	0	0	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0	0	0
6	540,000	90	90	540,000	90	90	90	90
7	0	0	0	0	0	0	0	0
8	0	0	0	0	0	0	0	0
9	0	0	0	0	0	0	0	0
10	0	0	0	0	0	0	0	0
11	0	0	0	0	0	0	0	0
12	30,000	6	6	30,000	6	6	6	6
13	0	0	0	0	0	0	0	0
14	1,300,000	10	10	1,300,000	10	10	10	10
15	0	0	0	0	0	0	0	0
16	0	0	0	0	0	0	0	0
17	0	0	0	0	0	0	0	0